



# 宮 崎 県 公 報

平成24年3月15日(木曜日) 第2370号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

## 目 次

### 告 示

○救急病院の認定…………… (医療業務課) 1	頁
○保安林の指定予定の通知 (7件) …… (自然環境課) 1	
○民有林の保安林の指定…………… ( “ ) 3	
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知 (8件) …… ( “ ) 3	
○道路の区域の変更 (3件) …… (道路保全課) 6	
○道路の供用の開始 (3件) …… ( “ ) 6	
○車両制限令第3条第1項第2号イに定める道路の指定…………… ( “ ) 7	
○車両制限令第3条第1項第3号に定める道路の指定及び同令第10条第1項に定める通行方法… ( “ ) 7	
○建築基準法に基づく道路の位置の指定…………… (建築住宅課) 7	
○がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示…………… ( “ ) 8	

### 公 告

○大規模小売店舗の新設に関する届出に対する市町村の意見…………… (商業支援課) 11	
---	--

○大規模小売店舗の変更に関する届出に対する周辺地域の生活環境の保持の見地からの意見…………… (商業支援課) 11	
○土地改良区の定款変更の認可…………… (農村整備課) 11	
○土地改良区の清算人の退任の届出…………… ( “ ) 11	
○県営土地改良事業計画の変更…………… ( “ ) 11	
○県営土地改良事業の工事の完了…………… ( “ ) 11	
○基本測量の実施の通知…………… (管理課) 12	

### 病院局公告

○入札公告…………… 12	
---------------	--

### 人事委員会規則

○初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則…………… 13	
---	--

### 公安委員会公告

○検定合格者審査の実施について…………… 17	
-------------------------	--

### 選挙管理委員会告示

○選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数…………… 18	
○選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数…………… 18	

### 正 誤

○平成24年2月9日付け県公報 (第2360号) 中…………… 18	
------------------------------------	--

## 告 示

### 宮崎県告示第 185号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令 (昭和39年厚生省令第8号) 第1条第1項に規定する救急病院等と認定した。

平成24年3月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

#### 1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
日之影町国民健康保険病院	西臼杵郡日之影町大字七折9074番地3

#### 2 救急病院等の認定の有効期間

平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

### 宮崎県告示第 186号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成24年3月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 保安林予定森林の所在場所 宮崎市高岡町浦之名字小崎4766-3 (次の図に示す部分に限る。)、4766-5、4766-6、4767-1、字下六4770-4、4771から4773まで、4774-2
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件

#### (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字小崎4766-3・4766-5・4766-6・4767-1・字下六4770-4・4771から4773まで・4774-2 (以上7筆について、次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び中部農林振興局並びに宮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 宮崎県告示第 187号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があ

った。

平成24年3月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 保安林予定森林の所在場所 都城市山田町中霧島字鎌府田1338-1・1339-3・字岩下1494-1 (以上3筆について次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び北諸県農林振興局並びに都城市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 188号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成24年3月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 保安林予定森林の所在場所 小林市須木内山字東ノ前5203-10、5203-12

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字東ノ前5203-10・5203-12 (以上2筆について、次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西諸県農林振興局並びに小林市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 189号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成24年3月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 保安林予定森林の所在場所 小林市須木中原字田代2404-20

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字田代2404-20 (次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西諸県農林振興局並びに小林市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 190号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成24年3月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 保安林予定森林の所在場所 児湯郡西米良村大字上米良字二畝之谷 422-14

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字二畝之谷 422-14 (次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び児湯農林振興局並びに西米良村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 191号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成24年3月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡日之影町大字分城字下興地1642-1 (次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 宮崎県告示第 192号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成24年 3月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡日之影町大字岩井川字平谷2753-1・2754-2・2756-1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 宮崎県告示第 193号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成24年 3月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 民有林の保安林の所在場所 日南市北郷町郷之原字寺之下甲3182-3、甲3208
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択採による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 宮崎県告示第 194号

森林法（昭和26年法律第 249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年 3月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示（国有林及び重要流域（平成12年2月24日農林水産省告示第 283号）に係るものに限る。）で定めるところによる。  
昭和46年3月30日農林省告示第 724号、昭和46年10月20日農林省告示第1771号、昭和53年5月4日農林省告示第 522号、昭和54年2月15日農林水産省告示第 198号、昭和58年8月12日農林水産省告示第1423号、昭和59年5月11日農林水産省告示第1041号、昭和59年7月21日農林水産省告示第1458号、昭和60年7月29日農林水産省告示第1152号、平成2年7月21日農林水産省告示第 952号、平成3年3月5日農林水産省告示第 280号、平成3年4月8日農林水産省告示第 421号、平成3年6月12日農林水産省告示第 828号、平成8年5月8日農林水産省告示第 669号、平成8年5月24日農林水産省告示第 825号、平成8年6月11日農林水産省告示第 899号、平成8年11月6日農林水産省告示第1740号、平成8年11月7日農林水産省告示第1747号、平成8年12月5日農林水産省告示第1892号、平成9年4月2日農林水産省告示第 502号、平成9年5月7日農林水産省告示第 744号、平成10年4月21日農林水産省告示第 684号、平成11年11月2日農林水産省告示第1473号、平成12年1月6日農林水産省告示第15号、平成12年1月12日農林水産省告示第31号、平成13年7月31日農林水産省告示第 996号、平成13年8月6日農林水産省告示第1019号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び北諸県農林振興局並びに都城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 宮崎県告示第 195号

森林法（昭和26年法律第 249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年 3月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示（重要流域（平成12年2月24日農林水産省告示第 283号）に係るものに限る。）で定めるところによる。  
昭和46年10月20日農林省告示第1771号、昭和59年7月21日農林水産省告示第1458号、昭和60年7月29日農林水産省告示第1152号、昭和61年3月25日農林水産省告示第 450号、平成2年7月21日農林水産省告示第 952号、平成4年12月17日農林水産省告示第1301号、平成8年5月24日農林水産省告示第 825号、平成8年11月6日農林水産省告示第1740号、平成9年4月2日農林水産省告示第 502号、平成9年5月7日農林水産省告示第 744号、平成12年7月27日農林水産省告示第1055号、平成13年7月31日農林水産省告示第 996号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおり

とする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び北諸県農林振興局並びに都城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**宮崎県告示第 196号**

森林法（昭和26年法律第 249号）第33条の 3 において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年 3 月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示（国有林及び重要流域（平成12年 2 月24日農林水産省告示第 283号）に係るものに限る。）で定めるところによる。

昭和41年 2 月 8 日農林省告示第 134号、昭和43年11月13日農林省告示第1802号、昭和46年 3 月22日農林省第 561号号外、昭和46年10月20日農林省告示第1771号、昭和58年 4 月30日農林水産省第 549号号外、昭和58年 8 月12日農林水産省告示第1423号、昭和59年 1 月27日農林水産省告示第 271号、昭和59年 4 月28日農林水産省第 857号号外、昭和60年 2 月 9 日農林水産省告示第 238号、昭和60年 5 月 2 日農林水産省告示第 657号、昭和60年10月19日農林水産省告示第1594号、昭和61年10月24日農林水産省告示第1746号、昭和61年10月24日農林水産省告示第1760号、昭和63年 4 月19日農林水産省告示第 501号、昭和63年 7 月28日農林水産省告示第1077号、平成 2 年 4 月11日農林水産省第 548号号外、平成 3 年 3 月 5 日農林水産省告示第 280号、平成 3 年 3 月18日農林水産省告示第 339号、平成 8 年11月 6 日農林水産省告示第1743号、平成 8 年11月 6 日農林水産省告示第1744号、平成 8 年11月 7 日農林水産省告示第1746号、平成 9 年 5 月 2 日農林水産省第 711号号外、平成 9 年 5 月 7 日農林水産省第 738号号外、平成 9 年 5 月 7 日農林水産省第 743号号外、平成 9 年 5 月20日農林水産省第 836号号外、平成10年 7 月31日農林水産省告示第1123号、平成10年 7 月31日農林水産省告示第1124号、平成10年 9 月17日農林水産省告示第1472号、平成10年 9 月17日農林水産省告示第1473号、平成11年 3 月 9 日農林水産省第 414号号外、平成12年 2 月15日農林水産省第 215号号外、平成13年 8 月23日農林水産省告示第1111号、平成14年 3 月13日農林水産省告示第 660号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**宮崎県告示第 197号**

森林法（昭和26年法律第 249号）第33条の 3 において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年 3 月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示（重要流域（平成12年 2 月24日農林水産省告示第 2

83号）に係るものに限る。）で定めるところによる。

昭和43年 8 月24日農林省告示第1329号、昭和43年11月13日農林省告示第1802号、昭和46年10月20日農林省告示第1771号、昭和59年 5 月11日農林水産省告示第1032号、昭和59年 7 月21日農林水産省告示第1459号、昭和60年 2 月 9 日農林水産省告示第 242号、昭和61年 1 月21日農林水産省告示第 121号、昭和62年 8 月26日農林水産省告示第1190号、昭和62年 9 月25日農林水産省告示第1284号、平成 2 年 6 月13日農林水産省告示第 772号、平成 3 年 4 月 8 日農林水産省告示第 421号、平成 3 年 6 月12日農林水産省告示第 828号、平成 4 年12月28日農林水産省告示第1333号、平成 8 年 3 月19日農林水産省告示第 367号、平成 8 年 5 月 8 日農林水産省告示第 662号、平成 8 年 5 月 8 日農林水産省告示第 669号、平成 8 年 6 月11日農林水産省告示第 900号、平成 8 年 6 月18日農林水産省告示第 966号、平成 8 年 6 月26日農林水産省告示第1000号、平成 8 年 6 月26日農林水産省告示第 998号、平成 8 年 6 月26日農林水産省告示第 999号、平成 8 年11月 6 日農林水産省告示第1740号、平成 8 年11月 7 日農林水産省告示第1747号、平成 9 年 1 月 9 日農林水産省告示第46号、平成 9 年 5 月 7 日農林水産省告示第 744号、平成 9 年 7 月17日農林水産省告示第1180号、平成10年 5 月19日農林水産省告示第 808号、平成10年10月23日農林水産省告示第1656号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西諸県農林振興局並びに小林市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**宮崎県告示第 198号**

森林法（昭和26年法律第 249号）第33条の 3 において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年 3 月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示（国有林及び重要流域（平成12年 2 月24日農林水産省告示第 283号）に係るものに限る。）で定めるところによる。

昭和42年 6 月22日農林省告示第 909号、昭和43年 8 月24日農林省告示第1329号、昭和43年11月13日農林省告示第1802号、昭和44年10月21日農林省告示第1568号、昭和45年12月23日農林省告示第1957号、昭和46年 3 月22日農林省告示第 561号、昭和46年10月20日農林省告示第1771号、昭和52年 5 月10日農林省告示第 475号、昭和53年 5 月 4 日農林省告示第 522号、昭和53年10月25日農林水産省告示第 458号、昭和58年 4 月30日農林水産省告示第 549号、昭和59年 2 月28日農林水産省告示第 499号、昭和60年 5 月 4 日農林水産省告示第 669号、昭和60年 7 月30日農林水産省告示第1161号、昭和61年 1 月 4 日農林水産省告示第 5 号、昭和61年 2 月 8 日農林水産省告示第 217号、昭和61年 3 月 1 日農林水産省告示第 327号、昭和61年 5 月12日農林水産省告示第 712号、昭和61年12月15日農林水産省告示第2001号、昭和62年 6 月24日農林水産省告示第 764号、昭和62年 8 月26日農林水産省告示第1189号、昭和63年10月 6 日農林水産省告示第1590号、平成 2 年 2 月16日農林水産省

告示第 193号、平成 2 年 6 月 18 日農林水産省告示第 797号、平成 2 年 12 月 19 日農林水産省告示第 1608号、平成 3 年 3 月 5 日農林水産省告示第 280号、平成 8 年 5 月 8 日農林水産省告示第 668号、平成 8 年 5 月 24 日農林水産省告示第 824号、平成 8 年 6 月 11 日農林水産省告示第 901号、平成 8 年 11 月 6 日農林水産省告示第 1740号、平成 8 年 11 月 6 日農林水産省告示第 1741号、平成 9 年 4 月 2 日農林水産省告示第 501号

## 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び児湯農林振興局並びに西都市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### 宮崎県告示第 199号

森林法（昭和26年法律第 249号）第33条の 3 において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年 3 月 15 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示（重要流域（平成12年 2 月 24 日農林水産省告示第 283号）に係るものに限る。）で定めるところによる。

昭和42年 5 月 4 日農林水産省告示第 671号、平成 9 年 5 月 2 日農林水産省告示第 709号、平成10年 4 月 21 日農林水産省告示第 623号、平成10年 7 月 31 日農林水産省告示第1123号、平成10年 9 月 17 日農林水産省告示第1472号、平成12年 6 月 7 日農林水産省告示第 789号、平成12年 7 月 25 日農林水産省告示第1044号、平成12年 12 月 4 日農林水産省告示第1499号、平成13年 3 月 15 日農林水産省告示第 380号、平成13年 8 月 29 日農林水産省告示第1161号、平成 14 年 3 月 15 日農林水産省告示第 745号

## 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び児湯農林振興局並びに西都市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### 宮崎県告示第 200号

森林法（昭和26年法律第 249号）第33条の 3 において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年 3 月 15 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示（重要流域（平成12年 2 月 24 日農林水産省告示第 283号）に係るものに限る。）で定めるところによる。

昭和60年 5 月 2 日農林水産省告示第 658号、昭和61年10月25日農林水産省告示第1775号、昭和62年 9 月 25 日農林水産省告示第1284号、昭和63年 7 月 19 日農林水産省告示第1057号、平成 2 年 4 月

11日農林水産省告示第 552号、平成 3 年 3 月 5 日農林水産省告示第 280号、平成 8 年 6 月 18 日農林水産省告示第 971号、平成 8 年 8 月 5 日農林水産省告示第1187号、平成 9 年 5 月 2 日農林水産省告示第 708号、平成 9 年 5 月 2 日農林水産省告示第 710号、平成 9 年 5 月 7 日農林水産省告示第 740号、平成 9 年 6 月 26 日農林水産省告示第 999号、平成10年 4 月 21 日農林水産省告示第 680号、平成11年 2 月 22 日農林水産省告示第 305号、平成11年11月 2 日農林水産省告示第1469号、平成12年 2 月 4 日農林水産省告示第 136号、平成14年 3 月 22 日農林水産省告示第 851号

## 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び中部農林振興局並びに国富町役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 宮崎県告示第 201号

森林法（昭和26年法律第 249号）第33条の 3 において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年 3 月 15 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示（国有林及び重要流域（平成12年 2 月 24 日農林水産省告示第 283号）に係るものに限る。）で定めるところによる。

昭和42年 5 月 4 日農林省告示第 671号、昭和51年 3 月 13 日農林省告示第 206号、昭和53年 5 月 4 日農林省告示第 522号、昭和59年 1 月 27 日農林水産省告示第 271号、昭和59年 2 月 28 日農林水産省告示第 499号、昭和60年 5 月 4 日農林水産省告示第 669号、昭和61年 3 月 1 日農林水産省告示第 327号、昭和61年 4 月 21 日農林水産省告示第 599号、昭和61年10月24日農林水産省告示第1746号、昭和62年 6 月 24 日農林水産省告示第 764号、昭和63年10月 6 日農林水産省告示第1590号、平成 2 年 2 月 16 日農林水産省告示第 193号、平成 3 年 3 月 5 日農林水産省告示第 280号、平成 8 年 5 月 8 日農林水産省告示第 662号、平成 8 年 5 月 8 日農林水産省告示第 666号、平成 8 年 5 月 24 日農林水産省告示第 824号、平成 8 年 11 月 6 日農林水産省告示第1741号、平成 9 年 1 月 9 日農林水産省告示第46号、平成 9 年 5 月 2 日農林水産省告示第 709号、平成10年 3 月 16 日農林水産省告示第 403号、平成10年 4 月 21 日農林水産省告示第 683号、平成10年 9 月 17 日農林水産省告示第1472号、平成10年11月19日農林水産省告示第1780号、平成12年 6 月 7 日農林水産省告示第 789号

## 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び児湯農林振興局並びに関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 宮崎県告示第 202号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成24年 3 月15日から平成24年 3 月29日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年 3 月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
29	県道	高原野 尻線	西諸県郡高 原町大字西 麓字城ノ下 2986番地先 から同郡同 町同大字同 字2986番地 先まで	旧	13.3～ 15.8	22.4
				新	13.3～ 25.1	22.4

**宮崎県告示第 203号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成24年 3 月15日から平成24年 3 月29日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年 3 月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
42	県道	都城野 尻線	都城市高崎 町江平字砂 子田3389番 1地先から 同市同町江 平字元満33 62番7地先 まで	旧	6.7 ～ 31.0	260.0
					9.0 ～ 16.5	90.6
				新	13.0 ～ 33.0	260.0

**宮崎県告示第 204号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成24年 3 月15日から平成24年 3 月29日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年 3 月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
42	県道	都城野 尻線	都城市高崎 町江平字境	旧	7.5 ～ 21.5	200.0

			ケ谷1985番 1地先から 西諸県郡高 原町大字後 川内字吉牟 田4573番6 地先まで	新	10.0～ 23.9	98.0
					12.0～ 25.6	200.0

**宮崎県告示第 205号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成24年 3 月15日から平成24年 3 月29日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年 3 月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
29	県道	高原野 尻線	西諸県郡高 原町大字西 麓字城ノ下 2986番地先 から同郡同 町同大字同 字2986番地 先まで	平成24年 3 月15日

**宮崎県告示第 206号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成24年 3 月15日から平成24年 3 月29日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年 3 月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
42	県道	都城野 尻線	都城市高崎 町江平字砂 子田3389番 1地先から 同市同町江 平字元満33 62番7地先 まで	平成24年 3 月15日

**宮崎県告示第 207号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成24年3月15日から平成24年3月29日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年3月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
42	県道	都城野尻線	都城市高崎町江平字境ヶ谷1985番1地先から西諸県郡高原町大字後川内字吉牟田4573番6地先まで	平成24年3月15日

#### 宮崎県告示第 208号

車両制限令（昭和36年政令第 265号）第 3 条第 1 項第 2 号イの規定により、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に依り最大25トンである道路を次のとおり指定する。

平成24年3月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

#### 1 指定する道路の路線名及び区間

路 線 名	区 間
一般国道 269号	宮崎市清武町加納字長嶺甲2719番5地先から同市大工一丁目 106番1地先まで
一般国道 325号	西臼杵郡高千穂町大字河内字大境2103番1地先から同郡同町同大字字朽屋1884番12地先まで
県道都城東環状線	都城市五十町4655番1地先から同市梅北町 166番1地先まで
県道高鍋インター線	児湯郡高鍋町大字上江字竹鳩4459番2地先から同郡同町同大字字五郎丸河原4764番2地先まで

#### 2 指定する期日

平成24年4月1日

#### 宮崎県告示第 209号

車両制限令（昭和36年政令第 265号）第 3 条第 1 項第 3 号の規定により、通行する車両の高さの最高限度が 4.1メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、同令第10条第 1 項の規定により、当該道路を通行する高さが 3.8メートルを超え 4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

平成24年3月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

#### 1 指定する道路の路線名及び区間

路 線 名	区 間
一般国道 269号	宮崎市清武町加納字長嶺甲2719番5地先から同市大工一丁目 106番1地先まで
県道都城東環状線	都城市五十町4655番1地先から同市梅北町 166番1地先まで
県道高鍋インター線	児湯郡高鍋町大字上江字竹鳩4459番2地先から同郡同町同大字字五郎丸河原4764番2地先まで

#### 2 指定する期日

平成24年4月1日

#### 3 通行方法

1に掲げる道路を通行する高さが 3.8メートルを超え 4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

##### (1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵す恐れがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識、樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

##### (2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせるとともに、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

##### (3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上、走行すること。

#### 宮崎県告示第 210号

建築基準法（昭和25年法律第 201号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成24年3月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

指定番号	申請者氏名	位 置	道路の概要（メートル）		指 定年月日
			幅員	延長	
(高鍋) 23-3	脇本旬一朗	児湯郡高鍋町大字北高鍋字小丸 985-9	6.00	42.11	平成24年2月28日
(高鍋) 23-4	永友公也	児湯郡高鍋町大字北高鍋字中須ノ二 3825-2の一部、3826-2の一部	4.00	18.62	平成24年2月28日

がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示をここに公表する。

平成24年 3 月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県告示第 211号

がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示

がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付要綱（昭和47年宮崎県告示第1055号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																																
<p>(申請書に添付すべき書類)</p> <p>第3条 規則第3条第4号の規定により、補助金交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 附帯事務費の使途明細(別記様式第2号)</p> <p>(3) がけ地近接等危険住宅移転事業費内訳(別記様式第3号)</p> <p>(4) 危険住宅の位置図(別記様式第4号)</p> <p>2 [略]</p> <p>(軽微な変更の範囲)</p> <p>第6条 規則第10条第2項ただし書の規定により知事が定める軽微な変更の範囲は、補助対象経費のうち、附帯事務費から事業費への変更とする。</p> <p>(状況報告)</p> <p>第7条 補助事業者は、補助事業に関する状況報告をがけ地近接等危険住宅移転事業遂行状況書(別記様式第5号)により、当該会計年度の各四半期(第4・四半期を除く。)ごとに当該期間経過後10日までに知事に報告しなければならない。</p> <p>(補助金の交付方法)</p> <p>第8条 この補助金は、概算払により交付する。</p> <p>(実績報告)</p> <p>第9条 規則第14条の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に次の書類を添えて、事業の完了の日から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定のあった年度の翌年度の4月15日のいずれか早い期日までに提出しなければならない。</p> <p>(1) 補助金精算調書(別記様式第6号)</p> <p>(2) 補助金受入調書(別記様式第7号)</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) 残存物件調書(別記様式第8号)</p> <p>(5)・(6) [略]</p> <p>第10条 [略]</p> <p>別表(第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">補助対象経費</th> <th rowspan="2">限度額</th> <th rowspan="2">補助率</th> </tr> <tr> <th>経費の区分</th> <th>経費の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>事業費(建物助成費)</td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>附帯事務費(賃金)(報償費)(旅費)</td> <td>市町村が補助事業を遂行するために行う事務に要する経費</td> <td>事業費の総額に100分の2.2を乗じて得た額</td> <td>4分の1</td> </tr> </tbody> </table>	補助対象経費		限度額	補助率	経費の区分	経費の内容	[略]				事業費(建物助成費)	[略]			附帯事務費(賃金)(報償費)(旅費)	市町村が補助事業を遂行するために行う事務に要する経費	事業費の総額に100分の2.2を乗じて得た額	4分の1	<p>(申請書に添付すべき書類)</p> <p>第3条 規則第3条第4号の規定により、補助金交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) がけ地近接等危険住宅移転事業費内訳(別記様式第2号)</p> <p>(3) 危険住宅の位置図(別記様式第3号)</p> <p>2 [略]</p> <p>(補助金の交付方法)</p> <p>第6条 この補助金は、精算払により交付する。</p> <p>(実績報告)</p> <p>第7条 規則第14条の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に次の書類を添えて、事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は事業完了の日の属する年度の翌年度の4月15日のいずれか早い期日までに提出しなければならない。</p> <p>(1) 補助金精算調書(別記様式第4号)</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 残存物件調書(別記様式第5号)</p> <p>(4)・(5) [略]</p> <p>2 補助事業者は、補助事業が補助金の交付決定のあった年度に終了しない場合、当該年度の翌年度の4月15日までに、当該年度における補助事業の支出状況を記した書面を提出しなければならない。</p> <p>第8条 [略]</p> <p>別表(第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">補助対象経費</th> <th rowspan="2">限度額</th> <th rowspan="2">補助率</th> </tr> <tr> <th>経費の区分</th> <th>経費の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>事業費(建物助成費)</td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	補助対象経費		限度額	補助率	経費の区分	経費の内容	[略]				事業費(建物助成費)	[略]		
補助対象経費		限度額			補助率																												
経費の区分	経費の内容																																
[略]																																	
事業費(建物助成費)	[略]																																
附帯事務費(賃金)(報償費)(旅費)	市町村が補助事業を遂行するために行う事務に要する経費	事業費の総額に100分の2.2を乗じて得た額	4分の1																														
補助対象経費		限度額	補助率																														
経費の区分	経費の内容																																
[略]																																	
事業費(建物助成費)	[略]																																



(需用費)			
(役務費)			
(備品購入費)			
(使用料及び賃借料)			


別記

様式第 1 号 (第 3 条関係)

[略]

世帯数	事業経費の配分					補助率	補助金交付申請額	備考
	事業経費名	補助対象事業費	附帯事務費率	附帯事務費	計			
		千円		千円	千円		千円	
計			%					

注 1 [略]

2 「事業経費名」欄には、危険住宅の除却等に要する経費又は危険住宅に代わる住宅の建設に要する経費の別を記入すること。

3 「附帯事務費」欄には、補助対象事業費の合計に 2.2 パーセントを乗じて得た額を 2 で割り切れる 1,000円単位とし、端数は切り捨てて記入すること。

様式第 2 号 (第 3 条関係)

附帯事務費の使途明細書

区分	金額				使途明細	備考
	前回までの交付済又は交付決定分		今回申請分 (増△減額)			
	円	%	円	%	円	%
備品購入費						
その他の諸経費						
計						

注 1 「使途明細」欄には、当該費目の積算基礎を明示し、分割申請又は使途明細の変更申請により、変動を生じた場合は、各費目ごとにこの総額に対する使途明細を記載すること。

2 備品購入費の「使途明細」欄には、価格50万円未満のものについては「その他」として一括計上し、過年度より継続使用する同種の備品がある場合は、備考欄に記載すること。

3 経費配分の変更に伴い附帯事務費明細が変るものについては、その旨を備考欄に記載すること。

様式第 3 号・様式第 4 号

別記

様式第 1 号 (第 3 条関係)

[略]

事業経費の配分			補助率	補助金交付申請額	備考
事業経費名	世帯数	補助対象事業費			
危険住宅の除却等に要する経費		千円		千円	
危険住宅に代わる住宅の建設に要する経費					
計					

注 1 [略]

様式第 2 号・様式第 3 号

[略]

様式第 5 号 (第 7 条関係)

かけ地近接等危険住宅移転事業遂行状況書

年 月 日現在

市町村名

世帯 主名	交付決定内容				県補助金支払状況				県費補助 金支払未 済の理由
	補助対象事業費		県補助金(A)		支払額(B)		B/A		
	除却	建物 計	除却	建物 計	除却	建物 計	除却	建物 計	%

注 附帯事務費は除くこと。

様式第 6 号 (第 9 条関係)

[略]

(1) 補助金精算総括表

区分	完了 世帯 数	1 総支 払額	2 補助 対象 外支 払額	3 補助 対象 支払 額	補助金交付決 定の内容			補助金精算額			8 補助 金受 入済 額	9 補助 金返 入未 済額	10 差引 未済 額	摘 要
					4 補助 対象 事業 費	5 補 助 率	6 補助 金額	7 補 助 率	補助 金額					
事業 費														
附帯 事務 費														

[略]

(2)・(3) [略]

(4) 支出科目別精算内訳

区分	予算 支出 科目 (節)	予算額			流用 等増 △減 額	予算 現額	総支 払額	補助 対象 外支 払額	補助 対象 支払 額	不用 額	備 考
		当初計 上額	補正増 △減	計 △減							
事業費 (移転 促進事業費又 は住宅建設等 助成事業量)											
附帯事務費											

[略]

(5)・(6) [略]

様式第 7 号 (第 9 条関係)

県補助金受入調書

県補助金交付決定通知		県補助金受入調書			
年月日	金額	年月日	金額	累計	摘要
	円		円	円	

様式第 8 号 (第 9 条関係)

[略]

附 則

[略]

様式第 4 号 (第 7 条関係)

[略]

(1) 補助金精算総括表

区分	完了 世帯 数	1 総支 払額	2 補助 対象 外支 払額	3 補助 対象 支払 額	補助金交付決 定の内容			補助金精算額			8 補助 金受 入済 額	9 補助 金返 入未 済額	摘 要
					4 補助 対象 事業 費	5 補 助 率	6 補助 金額	7 補 助 率	精算 補助 金額				
事業 費													

[略]

(2)・(3) [略]

(4) 支出科目別精算内訳

区分	予算 支出 科目 (節)	予算額			流用 等増 △減 額	予算 現額	総支 払額	補助 対象 外支 払額	補助 対象 支払 額	不用 額	備 考
		当初計 上額	補正増 △減	計 △減							
事業費 (移転 促進事業費又 は住宅建設等 助成事業量)											

[略]

(5)・(6) [略]

様式第 5 号 (第 7 条関係)

[略]

この告示は、公表の日から施行し、この告示による改正後の第6条の規定は、平成23年度の予算に係るがけ地近接等危険住宅移転事業費補助金から適用する。

## 公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成24年3月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) テックランド宮崎南店

宮崎市大字恒久字今井手 725番地 外12筆

### 2 意見の概要

意見を有しない

### 3 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

#### (1) 場所

宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

#### (2) 期間

平成24年3月15日から平成24年4月16日まで

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第4項の規定により、大規模小売店舗の設置者に対して、周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べたので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成24年3月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ宮崎駅東店

宮崎市大和町9番2 外

### 2 意見の概要

荷さばき施設No.2に関して、来店客の安全確保等の観点から、下記事項について、適切な対応等を講じること。

#### (1) 来店客等の事故防止について

荷さばき可能時間帯については、来店客の少ない時間帯にするとともに、来店客に注意を促すため、その場所が荷さばき施設であることを明示すること。

#### (2) 荷さばき待ち車両の発生防止について

来客車両の侵食による荷さばき待ち車両が生じないよう、実効性のある管理体制を具体的に示すこと。

#### (理由)

荷さばき施設No.2は、多くの来店客が集まる店舗入口前の一般駐車スペースに設置されるため、来店客の安全確保等の観点から、作業時間帯及び運用方法についての十分な配慮が、専用の搬出入口に隣接した荷さばき施設に比べ、特に求められるため。

### 3 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

#### (1) 場所

宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

#### (2) 期間

平成24年3月15日から平成24年4月16日まで

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、沖水川筋土地改良区(都城市)から平成24年2月13日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成24年3月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

土地改良法(昭和24年法律第195号)第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、たちばな土地改良区(都城市)の清算人の退任について次のとおり届出があった。

平成24年3月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

### 1 退任した清算人

氏名	住所
平原 義夫	都城市高崎町大牟田1842番地
関 節 男	都城市高崎町江平1780番地
中 津 辰 生	都城市高崎町大牟田1678番地
中 津 教 芳	都城市高崎町大牟田1721番地 1
永 田 達 朗	都城市高崎町江平1734番地
的 場 辰 男	都城市高崎町江平1462番地 2
中 村 哲 朗	都城市高崎町大牟田1634番地
迫 田 澄 雄	都城市高崎町江平1719番地

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定により、五ヶ村西地区県営土地改良事業(高千穂町、ため池等整備事業)に係る土地改良事業計画を変更する。

なお、関係書類を次のとおり縦覧する。

平成24年3月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

### 1 縦覧に供する書類

変更に係る土地改良事業計画書写し

### 2 縦覧期間

平成24年3月15日から平成24年4月13日まで

### 3 縦覧場所

高千穂町役場農地整備課内

次の地区の県営土地改良事業の施行に伴う工事は、完了した。

平成24年3月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

地 区 名	市町村名	事 業 名	完了年月日
椎ノ木平	えびの市	一般農道整備事業	平成23年 3 月18日
紙屋第一	小 林 市	畑地帯総合整備事業	平成23年 6 月24日
千歳・環野	小 林 市	畑地帯総合整備事業	平成23年11月29日

測量法（昭和24年法律第 188号）第14条第 1 項の規定により、基本測量の実施について、国土交通省国土地理院長から次のとおり通知があった。

平成24年 3 月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 作業の種類  
基本測量（精密地形調査）
- 2 作業地域  
延岡市、串間市
- 3 作業期間  
平成24年 3 月14日から平成25年 3 月31日まで

## 病院局公告

### 入札公告

一般競争入札を下記のとおり実施する。

平成24年 3 月15日

県立宮崎病院長 豊 田 清 一

- 1 競争入札に付する事項
  - (1) 購入物品及び数量 X線血管撮影装置一式（設置に必要な工事を含む。）
  - (2) 購入物品の特質等 入札説明書による。
  - (3) 納入期限 平成24年 8 月31日
  - (4) 納入場所 入札説明書による。
  - (5) (1)の購入物品について入札を実施する。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の 100分の 5 に相当する金額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 競争入札に参加する者に必要な資格
  - (1) この入札に参加する資格を有する者は、次の各号をすべて満たす者とする。
    - ア 平成24年宮崎県告示第 163号に規定する資格を有する者で、営業種目が医療・理化学機器類のものであること。
    - イ 薬事法（昭和35年法律第 145号）第39条第 1 項の規定による高度管理医療機器等の販売業の許可を受けている者であること。
    - ウ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
    - エ 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサ

ービスを契約担当者の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

オ 宮崎県知事からの物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第 93号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。

なお、すでに入札参加の申し出を行っている者は、指名停止を受けたときから入札に参加することはできない。

(2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ、ウ及びエの資格要件を満たすことを証明できる書類を平成24年 3 月27日までに県立宮崎病院医事課に提出しなければならない。ただし、上記提出期限を経過しても入札書の提出期限までは当該書類を随時受け付けるが、この場合には資格要件審査が入札に間に合わないことがある。

なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

### 3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所 県立宮崎病院医事課財務担当 宮崎市北高松町 5 番30号 郵便番号 880-8510 電話番号0985 (24) 4181

(2) 期間 平成24年 3 月15日から平成24年 4 月26日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

### 4 入札説明書の交付場所及び交付期間

(1) 場所 県立宮崎病院医事課財務担当

(2) 期間 平成24年 3 月15日から平成24年 4 月26日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

### 5 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所 県立宮崎病院医事課財務担当

(2) 提出期限 平成24年 4 月26日午後 5 時

(3) 提出方法 持参又は送付（郵便にあっては、書留郵便に限る。）によること。

### 6 開札の場所及び日時

(1) 場所 県立宮崎病院 2 階中会議室

(2) 日時 平成24年 4 月27日午前10時

### 7 入札保証金

入札保証金については、宮崎県病院局財務規程（平成18年宮崎県病院局企業管理規程第15号）第81条の規定による。

### 8 入札の無効に関する事項

宮崎県病院局財務規程第 107条に規定する入札は、無効とする。

### 9 落札者の決定方法

予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

### 10 契約に関する事務を担当する部局等

県立宮崎病院医事課財務担当 宮崎市北高松町 5 番30号

郵便番号 880-8510 電話番号0985 (24) 4181

### 11 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

### 12 その他

(1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

(2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会は調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

(3) 本件入札は、その契約に係る予算が議決となり、平成24年 4 月 1 日以降で予算の執行が可能となったときに効力が生じる。

(4) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

13 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Angiography System Iset
- (2) Time Limit for Tender : 26 April, 2012 5:00p.m

(3) Contact point for the notice: Medical Affairs Division, Miyazaki Prefectural Miyazaki Hospital, 5-30 Kitatakamats-  
ucho Miyazaki-City, Miyazaki, 880-8510 Japan. TEL : 09  
85-24-4181

人事委員会規則

初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月15日

宮崎県人事委員会委員長 村 社 秀 継

宮崎県人事委員会規則第6号

初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則（昭和48年宮崎県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後			
別表第7 昇格時号給対応表（第22条関係）				別表第7 昇格時号給対応表（第22条関係）			
ア 行政職給料表昇格時号給対応表				ア 行政職給料表昇格時号給対応表			
昇格した日の前日に 受けていた号給	[ 3級 略]	昇 格 後 の 号 給	[ 略]	昇格した日の前日に 受けていた号給	[ 3級 略]	昇 格 後 の 号 給	[ 略]
[略]				[略]			
113	[ 略]	<u>58</u>	[略]	113	[ 略]	<u>57</u>	[略]
[略]				[略]			
117	[ 略]	<u>59</u>	[略]	117	[ 略]	<u>58</u>	[略]
118	[ 略]	<u>59</u>		118	[ 略]	<u>58</u>	
[略]				[略]			
121	[ 略]	<u>60</u>	[略]	121	[ 略]	<u>59</u>	[略]
122	[ 略]	<u>60</u>		122	[ 略]	<u>59</u>	
123	[ 略]	<u>60</u>		123	[ 略]	<u>59</u>	
[略]				[略]			
125	[ 略]	<u>61</u>	[略]	125	[ 略]	<u>60</u>	[略]
イ 公安職給料表昇格時号給対応表				イ 公安職給料表昇格時号給対応表			
昇格した日の前日に 受けていた号給	[ 3級 略]	昇 格 後 の 号 給	[ 略]	昇格した日の前日に 受けていた号給	[ 3級 略]	昇 格 後 の 号 給	[ 略]
[略]				[略]			
102	[ 略]	<u>90</u>	[略]	102	[ 略]	<u>89</u>	[略]
103	[ 略]	<u>91</u>		103	[ 略]	<u>90</u>	
104	[ 略]	<u>92</u>		104	[ 略]	<u>90</u>	
105	[ 略]	<u>93</u>		105	[ 略]	<u>91</u>	
106	[ 略]	<u>93</u>		106	[ 略]	<u>91</u>	
107	[ 略]	<u>94</u>		107	[ 略]	<u>92</u>	
108	[ 略]	<u>94</u>		108	[ 略]	<u>92</u>	
109	[ 略]	<u>95</u>		109	[ 略]	<u>93</u>	
110	[ 略]	<u>95</u>		110	[ 略]	<u>94</u>	
111	[ 略]	<u>96</u>		111	[ 略]	<u>95</u>	
[略]				[略]			
131	[ 略]	<u>106</u>	[略]	131	[ 略]	<u>105</u>	[略]
[略]				[略]			
133	[ 略]	<u>107</u>	[略]	133	[ 略]	<u>106</u>	[略]

134	略]	<u>107</u>
135		<u>108</u>
136		<u>108</u>
137		<u>109</u>
138		<u>109</u>
139		<u>109</u>
140		<u>110</u>
141		<u>110</u>
142		<u>110</u>
143		<u>111</u>
144		<u>111</u>
[略]		

ウ 教育職給料表(一)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に 受けていた号給	昇 格 後 の 号 給	給
	2 級	[略]
[略]		
108	<u>54</u>	[略]
[略]		
111	<u>55</u>	[略]
112	<u>55</u>	
[略]		
114	<u>56</u>	[略]
115	<u>56</u>	
116	<u>56</u>	
117	<u>57</u>	
118	<u>57</u>	
119	<u>57</u>	
120	<u>57</u>	
121	<u>58</u>	
122	<u>58</u>	
123	<u>58</u>	
[略]		
125	<u>59</u>	[略]
126	<u>59</u>	
[略]		
129	<u>60</u>	[略]

エ 教育職給料表(二)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に 受けていた号給	昇 格 後 の 号 給	給
	2 級	[略]
[略]		
103	<u>58</u>	[略]
[略]		
105	<u>59</u>	[略]
106	<u>59</u>	
107	<u>60</u>	
108	<u>60</u>	
109	<u>61</u>	
110	<u>61</u>	
111	<u>61</u>	
112	<u>61</u>	
113	<u>62</u>	
114	<u>62</u>	
115	<u>62</u>	
116	<u>62</u>	

134	略]	<u>106</u>
135		<u>107</u>
136		<u>107</u>
137		<u>107</u>
138		<u>108</u>
139		<u>108</u>
140		<u>108</u>
141		<u>109</u>
142		<u>109</u>
143		<u>110</u>
144		<u>110</u>
[略]		

ウ 教育職給料表(一)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に 受けていた号給	昇 格 後 の 号 給	給
	2 級	[略]
[略]		
108	<u>53</u>	[略]
[略]		
111	<u>54</u>	[略]
112	<u>54</u>	
[略]		
114	<u>55</u>	[略]
115	<u>55</u>	
116	<u>55</u>	
117	<u>56</u>	
118	<u>56</u>	
119	<u>56</u>	
120	<u>56</u>	
121	<u>57</u>	
122	<u>57</u>	
123	<u>57</u>	
[略]		
125	<u>58</u>	[略]
126	<u>58</u>	
[略]		
129	<u>59</u>	[略]

エ 教育職給料表(二)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に 受けていた号給	昇 格 後 の 号 給	給
	2 級	[略]
[略]		
103	<u>57</u>	[略]
[略]		
105	<u>58</u>	[略]
106	<u>58</u>	
107	<u>59</u>	
108	<u>59</u>	
109	<u>59</u>	
110	<u>60</u>	
111	<u>60</u>	
112	<u>60</u>	
113	<u>61</u>	
114	<u>61</u>	
115	<u>61</u>	
116	<u>61</u>	

117	<u>63</u>		117	<u>62</u>	
118	<u>63</u>		118	<u>62</u>	
119	<u>63</u>		119	<u>62</u>	
120	<u>63</u>		120	<u>62</u>	
121	<u>64</u>		121	<u>63</u>	
122	<u>64</u>		122	<u>63</u>	
123	<u>64</u>		123	<u>63</u>	
124	<u>64</u>		124	<u>63</u>	
125	<u>65</u>		125	<u>64</u>	
126	<u>65</u>		126	<u>64</u>	
127	<u>65</u>		127	<u>64</u>	
128	<u>65</u>		128	<u>64</u>	
[略]			[略]		
132	<u>66</u>	[略]	132	<u>65</u>	[略]
133	<u>66</u>		133	<u>65</u>	
134	<u>66</u>		134	<u>65</u>	
135	<u>66</u>		135	<u>65</u>	
[略]			[略]		
139	<u>67</u>	[略]	139	<u>66</u>	[略]
140	<u>67</u>		140	<u>66</u>	
141	<u>67</u>		141	<u>66</u>	
142	<u>67</u>		142	<u>66</u>	
[略]			[略]		
146	<u>68</u>	[略]	146	<u>67</u>	[略]
147	<u>68</u>		147	<u>67</u>	
148	<u>68</u>		148	<u>67</u>	
149	<u>68</u>		149	<u>67</u>	
[略]			[略]		
153	<u>69</u>	[略]	153	<u>68</u>	[略]
154	<u>69</u>		154	<u>68</u>	
155	<u>69</u>		155	<u>68</u>	
156	<u>69</u>		156	<u>68</u>	
[略]			[略]		
159	<u>70</u>	[略]	159	<u>69</u>	[略]
160	<u>70</u>		160	<u>69</u>	
161	<u>70</u>		161	<u>69</u>	
162	<u>70</u>		162	<u>69</u>	
163	<u>70</u>		163	<u>69</u>	
[略]			[略]		
165	<u>71</u>	[略]	165	<u>70</u>	[略]
166	<u>71</u>		166	<u>70</u>	
167	<u>71</u>		167	<u>70</u>	
168	<u>71</u>		168	<u>70</u>	
169	<u>71</u>		169	<u>70</u>	
170	<u>71</u>		170	<u>70</u>	
171	<u>72</u>		171	<u>71</u>	
172	<u>72</u>		172	<u>71</u>	
173	<u>72</u>		173	<u>71</u>	
[略]			[略]		
オ～キ [略]			オ～キ [略]		
ク 医療職給料表(三)昇格時号給対応表			ク 医療職給料表(三)昇格時号給対応表		
昇格した日の前日に	昇 格 後 の 号 給		昇格した日の前日に	昇 格 後 の 号 給	
受けていた号給	2 級	[略]	受けていた号給	2 級	[略]
[略]			[略]		

124	<u>86</u>	[略]
[略]		
127	<u>87</u>	[略]
128	<u>87</u>	
[略]		
130	<u>88</u>	[略]
131	<u>88</u>	
132	<u>88</u>	
133	<u>89</u>	
134	<u>89</u>	
135	<u>89</u>	
136	<u>90</u>	
137	<u>90</u>	
138	<u>90</u>	
139	<u>91</u>	
140	<u>91</u>	
141	<u>91</u>	
142	<u>92</u>	
143	<u>92</u>	
144	<u>92</u>	
145	<u>93</u>	
146	<u>93</u>	
147	<u>93</u>	
148	<u>93</u>	
149	<u>94</u>	
150	<u>94</u>	
151	<u>94</u>	
152	<u>94</u>	
153	<u>95</u>	
154	<u>95</u>	
155	<u>95</u>	
156	<u>95</u>	
157	<u>96</u>	
158	<u>96</u>	
159	<u>96</u>	
160	<u>96</u>	
161	<u>97</u>	
162	<u>97</u>	
163	<u>97</u>	
164	<u>98</u>	
165	<u>98</u>	
166	<u>98</u>	
167	<u>99</u>	
168	<u>99</u>	
[略]		

ケ 市町村立学校教育職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に 受けていた号給	昇 格 後 の 号 給	
	2 級	[略]
[略]		
101	<u>66</u>	[略]
[略]		
105	<u>67</u>	[略]
106	<u>67</u>	
[略]		

124	<u>85</u>	[略]
[略]		
127	<u>86</u>	[略]
128	<u>86</u>	
[略]		
130	<u>87</u>	[略]
131	<u>87</u>	
132	<u>87</u>	
133	<u>88</u>	
134	<u>88</u>	
135	<u>88</u>	
136	<u>88</u>	
137	<u>89</u>	
138	<u>89</u>	
139	<u>89</u>	
140	<u>90</u>	
141	<u>90</u>	
142	<u>90</u>	
143	<u>91</u>	
144	<u>91</u>	
145	<u>91</u>	
146	<u>92</u>	
147	<u>92</u>	
148	<u>92</u>	
149	<u>93</u>	
150	<u>93</u>	
151	<u>93</u>	
152	<u>93</u>	
153	<u>94</u>	
154	<u>94</u>	
155	<u>94</u>	
156	<u>94</u>	
157	<u>95</u>	
158	<u>95</u>	
159	<u>95</u>	
160	<u>95</u>	
161	<u>96</u>	
162	<u>96</u>	
163	<u>96</u>	
164	<u>96</u>	
165	<u>97</u>	
166	<u>97</u>	
167	<u>98</u>	
168	<u>98</u>	
[略]		

ケ 市町村立学校教育職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に 受けていた号給	昇 格 後 の 号 給	
	2 級	[略]
[略]		
101	<u>65</u>	[略]
[略]		
105	<u>66</u>	[略]
106	<u>66</u>	
[略]		



109	68	[略]	109	67	[略]
110	68		110	67	
111	68		111	67	
[略]			[略]		
113	69	[略]	113	68	[略]
114	69		114	68	
115	69		115	68	
116	69		116	68	
117	70		117	69	
118	70		118	69	
119	70		119	69	
[略]			[略]		
121	71	[略]	121	70	[略]
122	71		122	70	
[略]			[略]		
125	72	[略]	125	71	[略]
[略]			[略]		

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

**公安委員会公告**

宮崎県公安委員会公告第 4 号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第 5 条に規定する、旧法第11条の 2 の規定による検定合格者（以下「旧検定合格者」という。）に対する審査（学科試験及び実技試験を受検する者に限る。以下「審査」という。）を次のとおり実施する。

平成24年 3 月15日

宮崎県公安委員会委員長 佐 藤 勇 夫

1 審査の種別及び級並びに資格

(1) 空港保安警備業務に係る 1 級の審査

警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）附則第 3 条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第 5 号。以下「旧規則」という。）第 1 条第 1 項に規定する空港保安警備に係る 1 級の検定に合格した者

(2) 空港保安警備業務に係る 2 級の審査

旧規則第 1 条第 1 項に規定する空港保安警備に係る 2 級の検定に合格した者

(3) 施設警備業務に係る 1 級の審査

旧規則第 1 条第 1 項に規定する常駐警備に係る 1 級の検定に合格した者

(4) 施設警備業務に係る 2 級の審査

旧規則第 1 条第 1 項に規定する常駐警備に係る 2 級の検定に合格した者

(5) 交通誘導警備業務に係る 1 級の審査

旧規則第 1 条第 1 項に規定する交通誘導警備に係る 1 級の検定に合格した者

(6) 交通誘導警備業務に係る 2 級の審査

旧規則第 1 条第 1 項に規定する交通誘導警備に係る 2 級の検定に合格した者

(7) 核燃料物質等危険物運搬警備業務に係る 1 級の審査

旧規則第 1 条第 1 項に規定する核燃料物質等運搬警備に係る 1 級の検定に合格した者

(8) 核燃料物質等危険物運搬警備業務に係る 2 級の審査

旧規則第 1 条第 1 項に規定する核燃料物質等運搬警備に係る 2 級の検定に合格した者

(9) 貴重品運搬警備に係る 1 級の審査

旧規則第 1 条第 1 項に規定する貴重品運搬警備に係る 1 級の検定に合格した者

(10) 貴重品運搬警備に係る 2 級の審査

旧規則第 1 条第 1 項に規定する貴重品運搬警備に係る 2 級の検定に合格した者

2 審査の対象者

旧検定合格者のうち、次に掲げる者以外の者

(1) 検定規則施行日（平成17年11月21日）において、現に、旧検定に係る業務に継続して 1 年以上従事していた者

(2) 検定規則施行日において、現に、旧検定に係る警備業務についての指定講習の講師として 1 年以上従事していた者

区 分	審 査 日 時
審 査	平成24年 6 月21日(木)午前 9 時30分から

3 審査の日時

※ 当日の受付は、午前 9 時から午前 9 時30分までに済ませること。

4 審査の場所

宮崎市清武町今泉丙2559番地 1  
宮崎県建設技術センター

5 審査の実施要領

(1) 審査は、学科試験と実技試験により実施し、学科試験に合格した者にもみ実技試験を実施する。

学科試験は、5 枝択一式の筆記試験により行う。

(2) 1 級の審査の科目及び内容

ア 学科試験

(ア) 科目

- 警備業務に関する基本的な事項
- 法令に関すること。
- 警備業務の実施に関すること。

○ 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(イ) 問題数 10問

イ 実技試験

(ア) 科目

警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(イ) 内容

徒手の護身術の基本動作を 2 種類実施

(3) 2 級の審査の科目及び内容

ア 学科試験

(ア) 科目

- 警備業務に関する基本的な事項
- 法令に関すること。
- 警備業務の実施に関すること。
- 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(イ) 問題数 10問

イ 実技試験

(ア) 科目

警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(イ) 内容

徒手の護身術の基本動作を 1 種類実施

6 審査申請書の提出方法

(1) 提出先

住所地又は警備員である者は属する営業所の所在地を管轄する警察署

(2) 提出期間及び時間

区 分	提出期間及び時間
審 査	平成24年 5 月 7 日(月)から 5 月 18 日(金)まで (土、日曜を除く。)の午前 9 時から午後 5 時までの間

(3) 提出方法

提出は、審査申請者本人によることを原則とするが、委任状があれば代理人でも良い。郵送による申請は認めない。

7 提出書類

(1) 審査申請書 1 通

(2) 旧検定合格証の写し 1 枚

(3) 写真 1 葉 (申請前 6 月以内に撮影した縦 3.0センチメートル、横 2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)

(4) 次のいずれかの書面 (宮崎県公安委員会以外の公安委員会発行の旧検定合格証の所持者に限る。)

- 県内居住者であることを疎明する書面
- 県内の営業所に属することを疎明する書面

8 審査手数料

4,700円に相当する宮崎県証紙を審査申請書に貼付して提出すること。

審査手数料は、審査辞退その他いかなる場合にも返還しない。

9 受検票の交付

受検票は審査当日、審査会場において交付する。

10 その他

(1) この検定の実施に際して収集する個人情報 は、この検定に関する目的以外には使用しない。

(2) 本件に関する問い合わせは、宮崎県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係 (電話代表0985-31-0110) に行うこと。

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第11号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第74条第 1 項及び第75条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の 1 の数並びに同法第76条第 1 項、第81条第 1 項及び第86条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和31年法律第 162号) 第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数 (その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数) は、平成24年 3 月 2 日現在次のとおりである。

平成24年 3 月 15 日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川 崎 浩 康

選挙権を有する者の総数の50分の 1 の数 18,634人

選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数 (その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数) 221,945人

宮崎県選挙管理委員会告示第12号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第80条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数 (その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数) は、平成24年 3 月 2 日現在次のとおりである。

平成24年 3 月 15 日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川 崎 浩 康

宮崎市選挙区 107,855人

都城市選挙区 46,165人

延岡市選挙区 35,975人

日南市選挙区 16,191人

小林市 (西諸県郡高原町の区域を含む。) 選挙区 16,317人

日向市選挙区 17,235人

串間市選挙区 5,884人

西都市 (児湯郡西米良村の区域を含む。) 選挙区 9,464人

えびの市選挙区 6,174人

北諸県郡選挙区 6,585人

東諸県郡選挙区 7,910人

児湯郡 (西米良村の区域を除く。) 選挙区 19,966人

東臼杵郡選挙区 8,461人

西臼杵郡選挙区 6,379人

正 誤

平成24年 2 月 9 日付け県公報 (第2360号) 中

ページ	行	誤
-----	---	---

1	14	ものとする。	かに該当すると認めるときは、使用許可をしないものとする。
		正	
		ものとする。	かに該当すると認めるときは、使用許可をしない <u>ことができる</u> 。

--	--